

38 大学院・学部・予科・専門部・工業専門学校授業料等増額にともなう学則改正の件認可 [昭和二十一年五月]

校学二二七二号

昭和二十一年四月十八日起案 [抹消] (堀内) (注記2)

(注記3)

(印)

事務官

(春山)

(印)

松枝

(印)

村越

(印)

越

(印)

松

(印)

枝

大學教育課長

(印)

大

學

教

育

課

長

(印)

松

(印)

有

見

(印)

福澤

(印)

日

(印)

村

(印)

越

(印)

松

(印)

枝

次官

(印)

學

校

教

育

局

長

(印)

專

門

教

育

課

長

(印)

有

見

(印)

福

澤

(印)

日

(印)

村

(印)

越

(印)

松

(印)

枝

(注記5)

(注記6)

(注記7)

指
令
案

學則変更認可ノ件

中央大學及中央大學專門部
中央工業専門學校 設立者

財團法人 中央大學

(注記7)
昭和二十一年三月二十日付申請學則中変更ノ件認可ス
年3月30日

文部大臣

備考

〔下 札〕 (注記4)

教職員待遇改善等ノ為授業料其ノ他ヲ左ノ如ク変更セントス

昭和廿一年三月二〇日

大学院

現行額

変更額

文部大臣
(マニ)

中央大学学長林 賴三郎 団

検定料

一〇 円

一一〇 円

安部能成殿
(マニ)

学部

攻究料

一一〇

一一〇

学則改正ニ関スル件申請

入学料

一〇

一二〇

授業料

二八〇

二五〇

授業料

六〇〇

五〇〇

追試験料

五〇〇

五〇〇

予科

一〇

一二〇

入学料

二五〇

二五〇

授業料

四五〇

五〇〇

予科

二〇

二〇

授業料

二五〇

二五〇

追試験料

五

五

専門部

銓衡料

一〇

一〇

入学料

二〇

二〇

追試験料

三

五

授業料

二五〇

二五〇

夜間部

二三〇

四五〇

研究科

授業料

一〇〇

二〇〇

卒業試験料

一一〇

五〇〇

別紙添附ノ通り学則改正致度候ニ付御認可相成度此段及申請候
也

決議録

本財團ハ昭和二十一年三月八日午後二時ヨリ中央大学学長室ニ

於テ理事会ヲ開催シ左ノ事項ヲ決議シ同四時散会セリ

当日出席シタル理事左ノ如シ

林頼三郎

二神駿吉

前田米蔵

三橋市太郎

泉二新熊

吉益俊吉

以上六名ナリ

理事長、林頼三郎議長席ニ着キ左ノ決議ヲナシタリ

一、中央大学々則(専門部)(工業専門部)中、改正ノ件

三橋理事、改正ノ趣旨ヲ説明シタル後、満場一致原案通り承認

可決ス

右決議ス

昭和二十一年三月八日

決議録署名者

三橋市太郎 (三橋)
印

各期ニ納付セシム

	年額	第一期	第二期	第三期
学部	金百六十円	五五	五五	五〇
夜間部	金百三十円	四五	四五	四〇
予科	金百三十円	四五	四五	四〇
第一予科	金百二十円	四〇	四五	三五
第二予科	金六十五円			

大学院攻究科 金六十五円

中央大学専門部学則中改正案

- 一、第九条中「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 二、第十二条中「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 三、第二十二条中「受験」^(抹消)「銓衡」料「金三円」ヲ「金五円」総額

「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム

- 四、第二十九条中入学料「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム

- 五、第三十条中「金二百五十円」ヲ「金五百円」ニ「金二百一

十円」ヲ「金四百五十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

(昼間部) (夜間部)

中央工業専門学校学則中改正案

	年額	第一期	第二期	第三期
専門部	金百三十円	四〇	四〇	四〇
夜間部	金百二十円	二〇	二〇	二〇
研究科	金五十円	一〇	一〇	一〇

九、第五十六条中「金二十円」ヲ「金五十円」ニ改ム
 (抹消)
 改正ノ際、現ニ在学スル「学生」生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依
 ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

	第二期	第三期
第二期	金二十円	金六十円
第三期	金三十円	金七十円
第一期	金四十円	金五十円
抹消	金五十円	金一百円
加筆	金五十五円	金一百五十円

- 七、第三十八条中「金五百円」ヲ「金一千円」ニ改ム
- 八、第五十三条中「金五百円」ヲ「金二百円」ニ改メ期納額ヲ左
 ノ通り改ム

第一期 四月 金七十円

五、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則〔中〕改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス、但シ

本則改正ノ際現ニ在学スル〔学生〕生徒ノ授業料ハ旧規程ニ

依ルノ外左記〔ノ通リ〕年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

〔抹消〕
〔金百六十円〕

年額	第一期	第二期	第三期
金百六十円	〔抹消〕 〔加筆〕 〔六〇〕	〔抹消〕 〔加筆〕 〔五〇〕	五〇円

四月一日ヨリ十五日ニ至ル
七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル
十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ
予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘン

休業スルコトアルヘン

(表紙)

中央大学学則
専門学部科部

中央大学学則

(第一章 総則)

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二章 学部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科 目	第一学年			第二学年			第三学年		
必修科目									
	授業時間数								
憲 法	法	三	行 政 法	二	行 政 法	二	行 政 法	二	行 政 法
民法第一部(物權)	民法第二部(商權)	民法第三部(親族)	民法第四部(商法總則)	商法第一部(商事)	商法第二部(保險法)	商法第三部(海商法)	商法第四部(小切手法)	商法第五部(手形法)	商法第六部(保險法)
日本法制史	刑法	三	刑法	二	財 政 学	二	財 政 学	二	財 政 学
経済学	刑法	二	刑事訴訟法	三	統制法規概論	二	統制法規概論	二	統制法規概論
外国法(英)	外国法(英)	二	国際公法	二	法律哲学	二	法律哲学	二	法律哲学
共栄圏状勢概論	東亜法制概論	欧羅巴法制概論	民事演習						
一	四	教練	四	英米法制概論	二	二	二	二	二
軍事学									
隨意科目									
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ選定シ届出ル コトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ									

科 目	第一学年			第二学年			第三学年		
必修科目									
	授業時間数	授業時間数	授業時間数	授業時間数	授業時間数	授業時間数	授業時間数	授業時間数	授業時間数
倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	外國語(支那語等)	二	外國語(支那語等)	二	外國語(支那語等)	二
外國語(支那語等)	二	經濟政策	二	外國語(支那語等)	二	外國語(支那語等)	二	外國語(支那語等)	二
經濟政策	二	政治学	二	政治学	二	政治学	二	政治学	二
社会政策	二	史	二	史	二	史	二	史	二
憲 法	法	三	經濟原論	四	經濟學史	二	經濟政策(工業)	二	經濟政策(工業)
三 商 法(総則・会社行行為)	民 法(債権)	二	簿記用(原価計算及簿記)	二	會計	二	經濟政策(農業)	二	經濟政策(農業)
二 国際経済論	統制法規概論	二	外國語經濟書(英語)	二	演習(經濟)	二	經濟政策(商業)	二	經濟政策(商業)
二 国際私法	共栄圏情勢概論	二	外國語經濟書(英語)	二	演習(經濟)	二	經濟政策(交業)	二	經濟政策(交業)
二 西洋法制史	外國語經濟書(英語)	二	外國語經濟書(英語)	二	演習(經濟)	二	經濟政策(交業)	二	經濟政策(交業)
二 国際法学	外國語經濟書(英語)	二	外國語經濟書(英語)	二	演習(經濟)	二	經濟政策(交業)	二	經濟政策(交業)
五七									

民法(総則・物権) 四 教練 四 教練 四

軍事学一

必修科目中外國語経済書ハ入学ノ始ニ於テ英語経済書独語経済書ノ

一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

社会学二 西洋経済史二 信託論二

哲学二 哲學二

倫理学(東洋)二 哲學二

倫理学(東洋)二 哲學二

刑法二 行政法二

刑法二 行政法二

外国語(支那語等)二 外國語(支那語等)二

第三 商学部

第一 学年

第二 学年

第三 学年

科 目

授業時間数 毎週

科 目

授業時間数 每週

中等学校公民科教員無試験検定希望者ハ社会学民法(親族相続)、倫理学(東洋西洋)、行政法(総論各論)、社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス
高等学校高等科法制及経済科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論)、各論)民法(親族相続)及刑法ヲ必ス履修スヘシ

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

ス

文部省令第三号第二条第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限

ル

〔ママ〕科目ハ学年始ニ於テ第一学年及第二学年ハ各科目ヲ第三学年
ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

								日本産業史	経済統制論
隨意科目									
倫理学(東洋)	二	倫理学	二	經濟時事問題	二				
刑 法	二	行政法總論	二	行政法各論	二				
親族法	二	相続法	二	工業所有權法	二				
獨語經濟書	二	國際公法	二	支那語	二				
仏蘭西語經濟書	二	獨語經濟書	二						
社会学	二	仏蘭西語經濟書	二						
支那語	二								

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添へ差
〔加筆・朱書〕〔抹消〕〔試験〕〔銓衡〕ヲ要スル場合ニハ同時ニ〔受験〕
〔銓衡〕料金〔十〕〔二十〕円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二条第二
項又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此
ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内
ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ
モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届
出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二箇月以上修
学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

- 三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令
第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル
- 四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費、^(令マ)生貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出シヘシ

第二十二条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト
認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又
ハ正当ノ理由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準
用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ
受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メ
タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験
ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金〔三〕〔五〕円ヲ納ムヘシ、但

〔抹消〕〔加筆・朱書〕但

シ総額金〔十〕〔二十〕円ヲ超ユルコトナシ
(抹消)(加筆・朱書)

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三個年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケヌシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事實アリト認ムルト
キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第
三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如
シ

地 理	史 五 歴	修 身	第一学年		第二学年		第三学年	
			科 目	授業時間数	科 目	授業時間数	科 目	授業時間数
国語、漢文	六	修 身	一	科 目	授業時間数	科 目	授業時間数	科 目
第一外国语(英若)	一〇	第一外国语(英若)	一〇	第一外国语(英若)	一〇	第一外国语(英若)	一〇	第一外国语(英若)
第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)
第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)
地理	二	地理	一	地理	一	地理	一	地理

第一予科

科 目	第一学年		第二学年		第三学年	
	修 身	科 目	修 身	科 目	修 身	科 目
国語、漢文	五	修 身	五	修 身	五	修 身
第一外国语(英独)	一〇	第一外国语(英独)	一〇	第一外国语(英独)	一〇	第一外国语(英独)
第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)	(一)	第二外国语(英独)
第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)	(二)	第二外国语(英独)
體操	二	體操	二	體操	二	體操
心 理、論 理	二	心 理、論 理	二	心 理、論 理	二	心 理、論 理
自然科學	二	自然科學	二	自然科學	二	自然科學
體操	二	體操	二	體操	二	體操

体 操	第一学年		第二学年		第三学年	
	科 目	授業時間数	科 目	授業時間数	科 目	授業時間数
自然科学	二	自然科学	二	自然科学	二	自然科学
體操	二	體操	二	體操	二	體操
二	二	二	二	二	二	二

第二外国语ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之

ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科、第二予科

- 一 中等学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同
等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 削除

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ
許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準
用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ
受クル者ハ一科目ニ付受験料金〔~~五百~~〔~~五百~~〕円ヲ納ムベシ但シ総
額金〔~~一千~~〕〔~~二十~~〕円ヲ超ユルコトナシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表
示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコト

ヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓
衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ

- 此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコ
トヲ要ス
- 引続キ一回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四節 学費
- 第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金〔~~五十~~〕〔~~二十~~〕円ヲ納ムヘシ
- 第五十五条 授業料ハ一学年第第一予科ハ金〔~~百五十~~〕〔~~二百五十~~〕〔~~五百~~〕円第二予科ハ金〔~~百二十~~〕〔~~一百二十~~〕〔~~四百五十~~〕トシ左
ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ
- 第一予科
- 第二予科
- | | | |
|---------|---|---|
| 第一期 四月 | 金〔 六十 〕〔 九十 〕〔 百七十五 〕円 | 金〔 五十 〕〔 八十 〕〔 百五十五 〕円 |
| 第二期 九月 | 金〔 五十 〕〔 八十 〕〔 百六十五 〕円 | 金〔 四十 〕〔 七十 〕〔 百五十 〕円 |
| 第三期 十二月 | 金〔 四十 〕〔 八十 〕〔 百六十 〕円 | 金〔 三十 〕〔 七十 〕〔 百四十五 〕円 |
- 第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ
之ヲ予科学生ニ適用ス
- 第五章 給費生及ヒ特待生
- 第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル
者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得
- 第五十八条 給費生ニハ當該学年間年額金〔~~五百円~~〕〔~~千円~~〕ノ学
資ヲ給与シ特待生ニハ當該学年間授業料ヲ免除ス
- 第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帶
(抹消)
(加筆・朱書)

金〔五百円〕〔千円〕以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書
ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ

トアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ
攻究セント欲スル者ヲ銳衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帶
(抹消)
(加筆・朱書)

金〔五百円〕〔千円〕以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書
ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ

トアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ
攻究セント欲スル者ヲ銳衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、
其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業
スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ從前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタ
ル学年試験ニ於テ從前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試
験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於
テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ
科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ在スル各学部第二学年並法学院第三学年
ノ学生ハ從前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存
スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ從前ノ規程ニ依ル
一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存
スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ從前ノ規程ニ依ル
一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存
スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ從前ノ規程ニ依ル
一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改
正施行ノ際現在スル学生生徒ノ授業料、攻究科(料)ハ從前ノ規程

ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

（加筆）本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則
施行ノ際現ニ在学スル学生生徒ノ授業料ハ旧規定ニ依ルノ
外年額金五十円ヲ増徴シ第一期金二十円第二期及第三期各
金十五円ヲ納付セシム

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、
商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ應用ヲ教授スルヲ以テ目的トス
第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正
科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時
休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日
大祭祝日

大学記念日（七月八日）

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

第一 法学科

論理心理	経済学	刑法	民法第二部(債権)	民法第一部(物権)	法学通論	憲法	修身	第一学年			第二学年			第三学年		
								科	目	数時授業毎週	科	目	数時授業毎週	科	目	数時授業毎週
二	二	三	四	六	[加筆]二	五	一									
二	二	刑 事 訴 訟 法	法	第手民 一統 部法事 (乃民訴 至五編)	第二部法 (商法總則 險商除為保 會)	民法第三部 (親族)	行 政 法	身								
二	三	財 政 規 制 學	二 統 制 法 規 概 論	第二手民 二統 部法事 (民訴 件手續非六 以下 手續亮人訟事 法)	第二部法 (商法總則 險商除為保 會)	商法第三部 (海商法)	行 政 法	身								
二	二															

地政学	統計学	金融論	日本經濟史	經濟原論	修	必修科目	科	第一学年			第二学年			第三学年		
								目	授業毎週	科	目	授業毎週	科	目	授業毎週	
二	二	三	二	二	一											
二	二	經營經濟學 [加筆]レ	經濟政策(商業)	經濟學史	身											
二	二	二	二	二	二											
二	二	二	二	二	二											

〔加筆〕
〔加筆〕

第二 経済学科

日本法制史	二	国際公法	二	法律哲学	二	外國語(支那語等)	二	大東亜法制概論	二	西洋法制史	二	社会学	二	日本法制史	二	教練

中央大学史資料集 第8集

正誤表をご確認ください

國語漢文(商業出)	經濟原論	二	商業數學	二	貿易實務	二							
第二外國語(支)	統計學	二	商品學	二	取引所論	二							
第二外國語(支)	貨幣論	二	交通論	二	保險論	二							
第二外國語(支)	經濟地理	二	經濟政策(商業)	二	經濟政策(工業)	二							
第二外國語(支)	經濟史	二	景氣論	二	財政學	二							
第二外國語(支)	工業概論	一	商業英語	二	東亞經濟論	二							
第二外國語(支)	憲法	二	民法(物權・債權)	四	珠算	二							
第二外國語(支)	法學通論	二	商法(總則・商行為・合規)	二									
第二外國語(支)	民法(總則)	二	英語	四									
第二外國語(支)	論理・心理又・哲學	二	語	四									
第二外國語(支)	教練	六	練	四									
第二外國語(支)	教練	七		教									
夜間部ニハ教練ヲ課セズ	隨意科目			練									
第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス	特別英語	二	教育學	二	教授法	二							

第一節 入學、休學、退學及**除名**

第八条 正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相
当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ

許可文

- 一 中等学校四年修了者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者
- 三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中等学校四年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者
- 別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ
- 第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金〔十〕〔二十〕円トス
- 〔抹消〕〔加筆・朱書〕
- 第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ
- 第十二条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添へ差出スヘシ但シ〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔試験〕〔銓衡〕ヲ要スル場合ニハ同時ニ〔受験〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔銓衡〕料金〔五〕〔十〕〔二十〕円ヲ納ムヘシ
- 第十三条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ
- 第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ
- 第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス
保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス
- 第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ
- 保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ
- 第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得
- 第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ
- 第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得
- 第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ
- 第二十条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス
- 一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間闕席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学处分ヲ受ケタル者四ヶ月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金〔三〕〔五〕円ヲ納ムヘシ、但シ総額金〔十〕〔二十〕円ヲ超ユルコトナシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三個年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケヌシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第二十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十二条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金〔五〕〔十〕〔二十〕円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金〔百五十〕〔二百五十〕〔五百〕円、夜間部ハ金〔百二十〕〔二百二十〕〔四百五十〕円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

夜間部

第一期 四月

金〔六十〕〔九十五〕〔加筆・朱書〕金〔五十〕〔八十〕〔百五十五〕円

- 第二期
金〔五十〕〔抹消〕〔九〕〔八〕〔加筆・朱書〕
第三期
金〔四十〕〔抹消〕〔八〕〔八〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔十二〕〔月〕
第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス
- 第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス
- 第三十三条 削除
- 第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス
- 第五節 給費及生モ特待生
- 第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得
- 第三十六条 給費生ニハ當該学年間年額金〔五百円〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ當該学年間授業料ヲ免除ス
- 第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス
- 第六節 貸費生及ヒ留学生
- 第三十八条 学長ハ学生中学術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ當該学年間年額金〔五百円〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔千円〕以内ヲ貸与スルコトヲ得
- 第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ
- 第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ
- 第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ
- 第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ
- 第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス
- 第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許ストアルヘシ
- 第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得
- 留学生ニ關スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第三章 研究科
- 第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚未深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為ミニ之ヲ設ク
- 第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ專攻セシム
- 憲法 行政法 刑法 民法 商法
訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学
商業学
- 第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトア

ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学生歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年百円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

(抹消)
〔四十〕〔七十〕円
(加筆・朱書)

第一期
九月

(抹消)
〔三十五〕〔七十〕円
(加筆・朱書)

第二期
一月

(抹消)
〔二十五〕〔六十〕円
(加筆・朱書)

第三期
一月

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金

(抹消)
〔二十〕〔五十〕円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業

学士ノ称号ヲ認可ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ举动アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ

証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

一、昭和二十一年度（各学年）増額授業料調書

通

支 出 費 途 內 訳

摘要

一、学部予科専門部工業専門部学生生徒數調書 一通
〔抹消〕
二、学部予科専門部工業専門部教職員俸給額算出計算書 一通
同 教職員組織表

晉一通

昭和二十一年度経費收支予算書

入		收		種別	
計		雜試驗料	入学檢定料	授業料	金額
三、五八〇、〇〇〇		一七、六〇〇	四、〇〇〇	三、二五三、七〇〇	円
		八、七〇〇	一七、六〇〇	三、二五三、七〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	三、二五三、七〇〇	円
出		支		種別	
計		修繕費	生活費	備品費	教員給
補助費		諸生費	消耗費	物品費	事務員給
諸徒費		費	費	費	給
三、五八〇、〇〇〇		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
金額		金額		金額	
三、五八〇、〇〇〇		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円
		一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	円

授業料(新旧規定)収入額比較調書

支出科目	一一一年度	一一二年度	一一三年度
俸 僉	六六、四〇九円	五九、五〇五円	五七、七九〇円
諸 備	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
消 費	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
雜 費	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
修 徒	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
品 耗	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
費 費	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
費 費	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
補 費	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円
計	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円

予科授業料(新規定)収入額調書

自昭和二十一年度至二十三年度

専門部授業料(新規程)収入額調書

昭和二十二年
度同至

年次	区分	合計			授業料 (一名年額)
		三学年	二学年	一学年	
二十二年度	(夜)	1,000	1,000	1,000	3,000円
二十二年度	(昼)	1,000	1,000	1,000	3,000円
二十三年度	(夜)	1,000	1,000	1,000	3,000円
二十三年度	(昼)	1,000	1,000	1,000	3,000円
二十四年度	(夜)	1,000	1,000	1,000	3,000円
二十四年度	(昼)	1,000	1,000	1,000	3,000円

学部授業料(新規程)収入額調書

自昭和二十三年度至同

年次	区分	授業料 (一名年額)			二十一年度
		一学年	二学年	三学年	
合計	(夜)	600 円	600 円	600 円	600,000 円
一学年	(昼)	600 円	600 円	600 円	600,000 円
二学年		600 円	600 円	600 円	600,000 円
三学年		600 円	600 円	600 円	600,000 円
計		600 円	600 円	600 円	600,000 円
年次	区分	授業料 (一名年額)			二十二年度
		一学年	二学年	三学年	
合計	(夜)	600 円	600 円	600 円	600,000 円
一学年	(昼)	600 円	600 円	600 円	600,000 円
二学年		600 円	600 円	600 円	600,000 円
三学年		600 円	600 円	600 円	600,000 円
計		600 円	600 円	600 円	600,000 円
年次	区分	授業料 (一名年額)			二十三年度
		一学年	二学年	三学年	
合計	(夜)	600 円	600 円	600 円	600,000 円
一学年	(昼)	600 円	600 円	600 円	600,000 円
二学年		600 円	600 円	600 円	600,000 円
三学年		600 円	600 円	600 円	600,000 円
計		600 円	600 円	600 円	600,000 円

工業専門学校授業料(新規程)収入額調書

自昭和二十一年度
至同二十二年度

年次	区分	(授業料) 名年額	年次	区分	(授業料) 名年額
一学年	人員	三〇〇円	二十二年度	人員	三〇〇円
二学年	金額	一〇〇,〇〇〇円	三学年	人員	三〇〇円
三学年	人員	一〇〇人	一学年	金額	一〇〇,〇〇〇円
計	金額	一〇〇,〇〇〇円	二学年	人員	一〇〇人
			三学年	金額	一〇〇,〇〇〇円

学部授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度
至同二十三年度

年次	区分	(授業料) 名年額	年次	区分	(授業料) 名年額
一学年	人員	三〇〇円	二十二年度	人員	三〇〇円
二学年	金額	一〇〇,〇〇〇円	三学年	人員	三〇〇円
三学年	人員	一〇〇人	一学年	金額	一〇〇,〇〇〇円
計	金額	一〇〇,〇〇〇円	二学年	人員	一〇〇人
			三学年	金額	一〇〇,〇〇〇円

年次	区分	(授業料) 名年額	年次	区分	(授業料) 名年額
一学年	人員	三〇〇円	二十二年度	人員	三〇〇円
二学年	金額	一〇〇,〇〇〇円	三学年	人員	三〇〇円
三学年	人員	一〇〇人	一学年	金額	一〇〇,〇〇〇円
計	金額	一〇〇,〇〇〇円	二学年	人員	一〇〇人
			三学年	金額	一〇〇,〇〇〇円

予科授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度
至同二十三年度

年次	区分	(授業料) 名年額	年次	区分	(授業料) 名年額
一学年	人員	三〇〇円	二十二年度	人員	三〇〇円
二学年	金額	一〇〇,〇〇〇円	三学年	人員	三〇〇円
三学年	人員	一〇〇人	一学年	金額	一〇〇,〇〇〇円
計	金額	一〇〇,〇〇〇円	二学年	人員	一〇〇人
			三学年	金額	一〇〇,〇〇〇円

専門部授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度
至同二十三年度

年次	区分	(授業料) 名年額	年次	区分	(授業料) 名年額
一学年	人員	三〇〇円	二十二年度	人員	三〇〇円
二学年	金額	一〇〇,〇〇〇円	三学年	人員	三〇〇円
三学年	人員	一〇〇人	一学年	金額	一〇〇,〇〇〇円
計	金額	一〇〇,〇〇〇円	二学年	人員	一〇〇人
			三学年	金額	一〇〇,〇〇〇円

工業専門学校授業料（旧規程）収入額調書

自昭和二十二十三年
至昭和二十二十三年度

昭和二十一年度各科授業料(増額)調書

摘要

工業専門部						予科別			科		
区分			(夜)(昼)			(夜)(昼)			(夜)(昼)		
一学年	六〇〇	四五〇	五〇〇	四五〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇円
二学年	四四〇	三四〇	三八〇	三四〇	三八〇	三八〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇円
三学年	四二〇	三二〇	三五〇	三一〇	三一〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	四二〇	四二〇円

科別	学年	学部	予科	専門部	専門部業	三 学 年					
						一 学 年	二 学 年	三 学 年	一 学 年	二 学 年	三 学 年
年二十一年度人	大三	大二	大一	中三	中二	中一	高三	高二	高三	高一	高二
年二十二年度人	大三	大二	大一	中三	中二	中一	高三	高二	高三	高一	高二
年二十三年度人	大三	大二	大一	中三	中二	中一	高三	高二	高三	高一	高二
年二十一年度人	大三	大二	大一	中三	中二	中一	高三	高二	高三	高一	高二
年二十三(夜)年度人	大三	大二	大一	中三	中二	中一	高三	高二	高三	高一	高二
年二十三(夜)年度人	大三	大二	大一	中三	中二	中一	高三	高二	高三	高一	高二

専工	予	専大
門業	科	門部
講師	教授	講師
平均	平均	平均
三二	三〇	三一
一九〇〇	一五〇〇	二五〇〇
二八〇〇	二九〇〇	二一〇〇
二六五〇	二三〇〇	三五〇〇
三一五〇	三三〇〇	一五〇〇
六〇〇〇	七〇〇〇	四〇〇〇
六〇〇〇	七〇〇〇	四五〇〇

教員給与調

在学生ノ授業料増額承諾ノ件
首題ノ件ニ就テハ三月十五日理事会ノ決議ニ依リ左記ノ処置ヲ
為シタリ

(一) 三月十五日校内掲示場ニ各部各科及各学年別ノ改正授業
料表ニ依リ増額スル旨掲示ノ上学生生徒ニ了知セシメ承
諾ヲ得タリ

教職員ノ(新)俸給比較表

(注記1)
「完結」

(注記2)
「発送」／5月2日」

(注記3)
「裁決定」／5月3日」

(注記4)
「26」

(注記5)
「回付月日」／5月2日」／文書」／5月2日」／次官」

(注記6)
「記録掛」／2・11・21／受領」

(注記7)
「一六」(簿冊内件名番号)

(注記⁸)
 「(株)復田費^(消)?」

(下札)
 (會我) お一ノ因^(加筆)〔5〕聯繫^(加筆) 一ノ六^(加筆) 3、レお一ノ六ノ一
 ⑤種別 〔^(加筆)登録追加 〔件名 中央大學申請^(加筆) 大學並中央大學專門部及中
 央工業専門學校^(加筆)學則〔中〕^(加筆)変更認可^(加筆) 番号^(加筆) 〔^(加筆)結了年月日 昭11〕、
 〔五〕〔二〕〔三〕〔〇〕保存年限^(加筆) 〔枚数〕
 〔昭大13年5月至昭22年3月〕
 〔中央大學 第5届〕
 文部省^(加筆) 3A, 9-2, 109